

# 市県民税、 所得税の申告はお済みですか

**申告期間 2月18日(月)～3月17日(月)**  
※土・日曜日を除く。

平成20年度(平成19年1月から12月末までに得た所得)の申告受付は、土曜日、日曜日を除く2月18日(月)から3月17日(月)までです。

- 受付会場 市保健センター研修室(2階)
- 受付時間 午前8時45分～午後4時

申告がない場合、国民健康保険税や介護保険料などの算定や各種証明書の発行が受けられなくなります。また、収入が無い方で、ご自分の扶養にもなっていない方も申告が必要になります。

## 【申告に必要なもの】

- ①印鑑
- ②給与(年金も含む)などの源泉徴収票
- ③所得税が還付になる場合は、本人の振込み口座の分かるもの
- ④事業所得(営業、農業による所得など)、不動産所得の収支内訳書
- ⑤各種領収書または、支払証明書(医療費、国民健康保険税、国民年金保険料、農業者年金保険料、生命保険料、地震保険料など)

## 【注意事項】

1. 申告会場は大変込み合います。前もって次のご用意をお願いします。

・営業所得、農業所得、不動産所得などの申告をされる方は、帳簿、領収書などを整理し、収支内訳書を必ず作成して持参してください。

・医療費控除を受けようとする方は、治療を受けた人ごとに領収書を整理(日付が平成19年中であることを必ず確認)し、合計金額を算出しておいてください。

2. 確定申告を提出した方は、市県民税申告書を提出する必要はありません。

3. 事業所得などにおいて今回初めて収支内訳書を作成される方、土地や株式などの譲渡所得がある方は税務署で申告されますようお願いいたします。

## 税源移譲に伴う住民税の

### 住宅ローン控除について

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で平成19年分の所得税から控除しきれない額がある

方は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。控除を受けるためには、平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市民税県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

問い合わせ 所得税(竜ヶ崎税務

署) ☎0297・66・1303

(〒301・8601 龍ヶ崎市

川原代町1182・5)

市県民税(市税務課) ☎873・

2111 内線1056～105

9

さらに便利で使いやすく!  
ネットでどこでも申告・納税。

# e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Tax ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>